

事務連絡
令和8年3月31日

各 { 都道府県知事
市町村長
特別区区長 } 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

健康増進法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う歯周病検診の取扱いについて

健康増進法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第69号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり本日公布されたところです。

本改正省令の施行に伴い、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱、データ標準レイアウト関連様式、地域保健・健康増進等報告様式、その他関係文書中に「歯周疾患検診」と記載されているものについては、「歯周病検診」と読み替えるものとしますので、これを御了知いただきますようお願いいたします。